

出雲市建築物耐震改修促進計画へのご意見(パブリックコメント)一覧

意見番号	区分	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方 ※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「法」と記述しています。
1	意見	全般		1	<p>【計画の名称について】</p> <p>平成20年2月に「出雲市建築物耐震改修促進計画」が策定され、平成27年度までの計画期間を平成29年度まで延長して、今回、平成30年度を初年度とする計画として策定することとされている。平成20年策定の計画と区別するため本計画の名称については、第2次(又は第2期)出雲市建築物耐震改修促進計画とすべきではないか。</p> <p>第2次出雲市健康増進計画や第7期出雲市高齢者福祉計画など市の中長期計画では計画の更新ごとに名称が区別されている。</p>	<p>本計画名称は、上位計画である「島根県建築物耐震改修促進計画」に倣ったものであります。</p> <p>なお、前計画と区別するため策定年月を記載します。</p>
2	意見	第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	2. 促進計画の位置づけ及び内容等	1	<p>【促進計画の表現について】</p> <p>本計画は建築物耐震改修促進計画であり、第1章2の項目名及び本文について、「促進計画の位置づけ」、「促進計画の内容」など「促進計画」と記すまでもなく、「計画の位置づけ」、「計画の内容」など「計画」と簡潔に表現した方が分かりやすいのではないかと。</p> <p>第1章1では「計画策定の背景と目的」と記されている。</p>	<p>本計画には、関連計画として「出雲市地域防災計画」など様々な計画を挙げており、他の計画と区別するためP5において「出雲市建築物耐震改修促進計画」を促進計画と略して表記することとしています。</p>
3	意見	第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	1. 計画策定の背景と目的	1	<p>【計画の策定経過について】</p> <p>「計画の目的」の項目には、耐震改修促進法の改正や島根県建築物耐震改修促進計画の策定を踏まえ、今回、平成30年度を初年度とする本計画を策定する旨が記されているが、策定に当たって外部の有識者等で構成される第三者機関による検討・協議はなされたのか不明である。第三者機関での検討・協議を経て計画が策定されるならば、策定経過としてその旨を記述すべきである。</p> <p>また、市の中長期計画は市民生活に直結するものであり、策定に当たり市民に意見を求め計画に反映するパブリックコメントの手続きは重要かつ必要不可欠なプロセスであることから、本計画はパブリックコメントを実施して策定される旨を明記すべきである。</p>	<p>第1章 1-2. 計画の目的(P5) の文章に、以下の文章を追記いたします。</p> <p>「なお、この促進計画は、パブリックコメントを実施し、広く市民等から意見を求め、これを考慮してまとめたものである。」</p> <p>なお、本計画の策定にあたっては、第三者機関による検討・協議は致しておりません。</p>

意見番号	区分	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方 ※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「法」と記述しています。
4	意見	第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2. 住宅の耐震化の目標	1	<p>【住宅の耐震化の目標について】</p> <p>平成37年度の住宅耐震化率の目標値は上位計画である県の計画に合わせて90%とされている。平成28年度末時点の耐震化率は75%で県平均の70%より5ポイント上回っており目標の達成には15ポイント上昇させる必要がある。</p> <p>県の計画において90%の目標を達成するためには、28年度末時点の耐震化率が県平均で70%であることから平均で20ポイント上昇させる必要があるが、出雲市のように28年度末時点の耐震化率が県平均を上回る市町村が県目標の90%を目標値とするならば、県平均を下回る市町村にあつては20ポイントを超える耐震改修の取組が求められることになり、県目標の90%の達成は困難ではないかと危惧される。</p> <p>各市町村の平成28年度末の耐震化率の差異については、旧耐震基準住宅比率や高齢者世帯比率の相違とともに個人の耐震改修費用負担や財政的支援の課題なども影響していると思われる。県平均の70%を上回る出雲市は県計画の90%の目標が達成されるよう、90%と28年度末時点の耐震化率の差15ポイントの上昇を目標とするだけでなく、他の市町村の耐震化の取組動向や県の耐震化促進の方針など総合的に勘案して目標値を設定すべきではないか。</p>	他市町村も国の基本方針、県の計画を踏まえて耐震改修促進計画の策定を進められていると聞いております。本市の目標は変更いたしません。が、提案を受けとめ、耐震化の促進に努めてまいります。
5	意見	第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標	2	<p>【危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標について】</p> <p>平成37年度の耐震化率の目標値は上位計画である県の計画に合わせて95%とされている。平成28年度末時点の耐震化率は78%で県平均の68%より10ポイント上回っており目標の達成には17ポイント上昇させる必要がある。</p> <p>県の計画において95%の目標を達成するためには、28年度末時点の耐震化率が県平均で68%であることから平均で27ポイント上昇させる必要があるが、出雲市のように28年度末時点の耐震化率が県平均を上回る市町村が県目標の95%を目標値とするならば、県平均を下回る市町村にあつては27ポイントを超える耐震改修の取組が求められることになり、県目標の95%の達成は困難ではないかと危惧される。</p> <p>危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、大規模地震が発生した場合の周辺環境に及ぼす影響も大きいことから上位計画である県計画の確実な実現が重要と思われる。</p> <p>県平均の68%を上回る出雲市は、県計画の95%の目標が達成されるよう、95%と28年度末時点の耐震化率の差17ポイントの上昇を目標とするだけでなく、他の市町村の耐震化の取組動向や県の耐震化促進の方針など総合的に勘案して目標値を設定すべきではないか。</p>	他市町村も国の基本方針、県の計画を踏まえて耐震改修促進計画の策定を進められていると聞いております。本市の目標は変更いたしません。が、提案を受けとめ、耐震化の促進に努めてまいります。

意見番号	区分	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方 ※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「法」と記述しています。
6	意見	第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4. 公共建築物の耐震化の目標	3	<p>【公共建築物の耐震化の目標について】</p> <p>公共建築物の耐震化の目標値については県の計画に合わせ平成37年度末に100%とされている。</p> <p>幼稚園、保育園、老人ホーム及び老人福祉センター等は地震時に利用者自らが避難することが難しいことから関係部局と連携して強力に耐震化を進めていくこととされているが、災害弱者の生命の安全確保の重要性に鑑み、これらの施設のうち特に市有建築物については、民間施設の耐震化を促進するためにも耐震改修の目標達成時期を前倒することとして明確な目標達成年度を設定するとともに本計画の中間年における具体的な数値目標を設定して計画の進行管理の徹底に努める必要があると思われる。</p>	ご意見のとおり、市は民間施設の耐震化を先導する立場にあると認識しています。市有建築物の耐震化率100%は早期実現に努めてまいります。
7	意見	第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）	1	<p>【建築物の延焼拡大防止について】</p> <p>(1) 阪神淡路大地震では地震を原因とする火災が発生し、木造住宅が密集する地域において延焼が拡大して大規模火災となり住民の生命及び財産の被害拡大が指摘されている。</p> <p>地震を原因とする火災が発生した場合に住宅等の密集地での延焼拡大防止対策として、建物については外壁や屋根に耐火性の高い材料を使用することや防火シャッター、金属製雨戸、網入りガラスなどの開口部対策により耐火性・防火性を高めることが有効とされている。</p> <p>本計画は建築物の耐震改修促進を目的としているが、地震災害から市民の生命及び財産の安全確保の観点から建築物自体の倒壊・損壊防止等を目的とする耐震改修だけではなく、延焼拡大防止に関する記述も必要ではないか。</p>	法において、耐震改修促進計画は、地震による建築物の被害等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とし、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画と規定されており、これを主とした計画としています。 <p>しかしながら、ご意見のとおり地震発生時の火災防止対策も重要であることから、本計画においては、P46「(8) 密集市街地の防災対策の実施」で課題の整理を行い、P63「(3) 密集市街地の地震防災対策」で施策を記述しております。</p>
8	意見	第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	2. 促進計画の位置づけ及び内容等 2-5 用語の定義	1	<p>【建築物の延焼拡大防止について】</p> <p>(2) 用語の定義には、「地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、若しくは模様替え、又は敷地を整備することをいう。」と記されている。</p> <p>耐震改修による地震に対する安全性の向上とは、建築物が具体的にどのようなことになることなのか分かりにくい。</p> <p>耐震改修の定義には、地震に対する安全性の向上の具体的内容として建築物の倒壊・損壊に対する安全性及びその他の安全性（耐火性・防火性の向上も含むのか）について記述した方が分かりやすいと思われる。</p>	「耐震改修」の定義は、法第2条に規定されており、これをそのまま記載しております。

意見番号	区分	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方 ※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「法」と記述しています。
9	意見	第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	2. 促進計画の位置づけ及び内容等	1	<p>【PDCAサイクルによる施策・取組の検証・評価について】</p> <p>本計画がより実効性の高いものとなるよう施策・取組について、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）による検証・評価を毎年度実施して次年度の取組に生かすことが重要である。「計画期間」の項目には「本計画は耐震化の進捗状況及び施策の取り組み状況について点検を行い、必要があれば見直しを行う。」と記され、「計画の進捗状況の把握に向けた仕組みづくり」の項目には「公共の建築物の耐震化については着実に実施されるよう、進捗状況を定期的に確認しながら促進を図る。」「住宅については、各年度の耐震診断や耐震改修費助成の実績、除却、建替えの状況等を把握しながら、進捗状況の確認を行う。」と記されているが、PDCAサイクルによる検証・評価について毎年度実施するの不明確である。</p> <p>PDCAサイクルによる検証・評価については、市の施策の基本方針や基本的事項を定める中長期計画においては必須のプロセスであり、本計画の施策・取組についてもPDCAサイクルによる検証・評価を毎年度実施し適切に進行管理する旨を明記すべきである。</p>	<p>第4章 5-2 (1)計画の進捗状況の把握に向けた仕組みづくり</p> <p>(P73)を「(1)計画の進捗状況の把握」と改め、本文を以下のとおり修正します。</p> <p>「耐震診断及び耐震改修の進捗状況、住宅及び建築物を取り巻く環境は年々変化する。本計画の施策・取り組みについては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を基本とし、耐震化の進捗状況を適宜、検証・評価しながら進めていく。」</p>
10	意見	第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	5. 今後の推進体制整備等に関する方策	1	<p>【計画の推進体制の整備について】</p> <p>住宅、不特定多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物等の耐震性は市民の生命及び財産の安全に直結するものであり、耐震改修は重要かつ喫緊の課題である。</p> <p>本計画で定める耐震化率の目標を確実に達成するためには、施策・取組について検証・評価し進行管理を徹底することが重要であり計画の推進体制を整備する必要がある。</p> <p>「今後の推進体制整備等に関する方策」の項目には、関係団体等との連携や庁内の推進体制の整備の重要性について記されているが、本計画の施策・取組に対する検証・評価を実施し進行管理する体制については記されていない。</p> <p>本計画の策定に当たり外部の有識者等から構成される第三者機関による検討・協議がなされたのか不明であるが、第三者機関による計画の施策・取組について検証・評価して進行管理する推進体制の整備を図るとともに本計画にその旨を記述すべきである。</p>	<p>ご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本計画の策定にあたっては、第三者機関による検討・協議は致しておりません。</p>

意見番号	区分	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方 ※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「法」と記述しています。
11	意見	第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	5. 今後の推進体制整備等に関する方策	2	<p>【計画の進捗状況の公表について】</p> <p>住宅、不特定多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物等の耐震性は市民の生命及び財産の安全に直結するものであり、住宅等の耐震改修の促進を図るためにも計画の進捗状況や耐震改修の課題等について市民に周知し共通認識を図ることが重要である。</p> <p>本計画の毎年度の施策・取組に係る検証・評価結果及び計画の進捗状況を公表し、計画の課題等に対する市民の認識を深め次年度の取組に対する理解・協力を求める必要がある。本計画に毎年度の施策・取組の検証・評価結果や進捗状況の公表について記述すべきである。</p>	<p>ご意見を参考とし、進捗状況等の公表、周知方法については、今後検討いたします。</p> <p>なお、避難路沿道建築物で通行障害既存耐震不適格建築物については、法により耐震診断結果の報告・公表が義務付けられますので、ホームページ等でお知らせする予定です。</p>
12	意見	全般		1	<p>【用語の定義について】</p> <p>要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物、地域の危険度マップ、住宅性能表示制度について注釈を付ける必要があるのではないかと。</p>	<p>「要安全確認計画記載建築物」、「要緊急安全確認大規模建築物」は、P3・4、「地域の危険度マップ」については、P24において記載しております。</p> <p>また、住宅性能表示制度については、以下のとおり注釈を追記いたします。</p> <p>住宅性能表示制度…「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良好な住宅を安心して取得できる市場を形成するため、構造耐力・省エネルギー性・遮音性等の住宅性能をわかりやすく表示することを定めた制度。</p>
13	意見	資料編		1	<p>【資料編について】</p> <p>本計画の資料編に、計画策定に当たり第三者機関で検討・協議されたのであれば、第三者機関の構成員名簿及び策定経過を資料として添付すべきである。</p>	<p>本計画策定にあたっては、第三者機関による検討・協議は致しておりません。</p>

意見番号	区分	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方 ※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「法」と記述しています。
14	その他	第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	1. 計画策定の背景と目的	1	【その他（文章表現等についてご検討ください。）】 1 計画策定の背景（P1） このような状況を踏まえ、平成25年11月には、・・・耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表するなどの改正が行われた。」と記され、改正内容については分かるが、法律、省令、国土交通大臣が定める基本方針のどれが改正されたのか分かりにくい。「・・・その結果を公表することなどを内容とする耐震改修促進法の改正が行われた。」などと記すべきではないか。	ご意見のとおり、P1「計画の策定の背景」について、次のように修正を行います。 「その結果を公表することなどを内容とする耐震改修促進法の改正が行われた。」
15	その他	第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	1. 施策の基本的な取り組み方針	1	【その他（文章表現等についてご検討ください。）】 2 要緊急安全確認大規模建築物（P55） 「耐震診断済み（全ての施設が評価Ⅲで現行耐震基準に相当する）」と記されているが、「現行耐震基準に適合する」ではないか。	耐震診断により、現行耐震基準に適合していない部分を含む既存耐震不適合建築物について、現行耐震基準に相当する耐震性を有していることが確認されております。
16	その他	第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策（基本施策2）	1	【その他（文章表現等についてご検討ください。）】 3 地震防災マップの作成・活用（P65） 「想定する大規模地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図を作製した」と記されているが、「作成した」ではないか。	ご意見のとおり、P65「地震防災マップの作成・活用」については、次のように修正を行います。 「想定する大規模地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図を作成した。」